

令和8年度（追加受付）

## 建設工事一般競争（指名競争）入札

### 参加資格審査申請書作成マニュアル

京丹後市

(問い合わせ先)

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

京丹後市 総務部 入札契約課

TEL(0772)69-0170 FAX(0772)69-0903

URL <https://www.city.kyotango.lg.jp>

メールアドレス nyusatsu@city.kyotango.lg.jp

## 【 目 次 】

第1 はじめに	1
1 はじめに	1
2 市内業者の定義	1
第2 申請の手続	1
1 申請資格等について	1
2 申請書の受付期間及び提出先	2
3 申請書類の入手方法	3
4 提出書類等	3
5 行政書士による代理申請	7
6 提出書類の記載要領等	8
(記載例)	9
第3 申請後の注意事項	15
1 審査結果	15
2 資格の有効期間	15
3 申請事項の変更	15
4 入札参加資格の承継	16
5 経営規模等結果通知書及び総合評定値通知書	16
第4 提出書類チェックリスト	18
(参考様式) 代理人が市税等納税証明の発行を受けるときの委任状	最終

# 第1 はじめに

## 1 はじめに

京丹後市（上下水道事業及び病院事業を含む。）の建設工事一般競争（指名競争）入札に参加するには、本市の建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査を受けなければなりません。

京丹後市が発注する建設工事一般競争（指名競争）入札に参加を希望される方は、以下の事項に十分留意の上、申請を行ってください。

- (1) 今回の受付は、市内業者（次項「2 市内業者の定義」参照）のみが対象となります。
- (2) 現在、京丹後市建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格を有する方は、今回申請していただく必要はありません。
- (3) 今回の申請に係る入札参加資格の有効期間は、1年間（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）となります。なお、次回の申請は令和9年2月に予定しています令和9・10年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の定期受付となります。

## 2 市内業者の定義

本マニュアル及び申請書類における市内業者とは、次のアからカまでの要件の全てを満たす者をいいます。

- ア 京丹後市内に本社（店）を置く者であり、かつ法人にあっては商業登記上の本店を京丹後市内に置く者であること。
- イ 京丹後市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可を有している主たる営業所を置いていること。
- ウ 当該本社（店）が入札及び見積りに関する権限、契約の締結及び契約の履行に関する権限、入札保証金及び契約保証金の納付及び受領に関する権限、代金の請求及び受領に関する権限並びに復代理人選定に関する権限を有していること。
- エ 当該本社（店）の実態があること（看板、什器等）。
- オ 当該本社（店）に常勤職員が配置されていること。
- カ 京丹後市税納税実績又は法人設立・開設届出書（法人のみ）の提出があること。

# 第2 申請の手続

## 1 申請資格等について

次の各号のいずれかに該当する者は、建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査を申請できません。

また、入札参加資格の認定後に次の（2）から（8）までのいずれかに該当することになった場合は、入札参加資格を失うことがあります。

- (1) 市内業者でないもの（本マニュアル「第1-2」参照）
- (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- (3) 京丹後市暴力団排除条例（平成 24 年京丹後市条例第 39 条）第 2 条第 4 号に該当する者
  - (4) 京丹後市税及び国民健康保険税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
  - (5) 建設業法第 3 条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事から建設業の許可を受けていない者
  - (6) 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- ※ 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した場合、京丹後市一般競争（指名競争）入札に参加できなくなること及び京丹後市（上下水道事業及び病院事業を含む。）が発注する随意契約の相手方になることができなくなることがあります。
- (7) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けていない者
  - ※ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の審査基準日が令和 6 年 7 月 1 日以降のもので、かつ申請時点で最新の経営事項審査であり、総合評定値（P）がある必要があります。
  - (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に加入していない者（ただし、法令の規定により加入義務のない者は除く。）
  - ※ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」と記載されている者であること。ただし、申請時点で社会保険等へ加入したことが証明できる書類の写しが提出できる場合は入札参加資格を認めます。

## 2 申請書の受付期間及び提出先

### (1) 受付期間

令和 8 年 2 月 1 日（日）から令和 8 年 2 月 28 日（土）まで

※ 郵便又は信書便による申請の場合は、令和 8 年 2 月 28 日（土）当日消印まで有効とします。

※持参による提出の場合は、市役所閉庁日は除く。

### (2) 提出方法

郵便、信書便又は持参により受付期間内に提出してください。

### (3) 持参による受付時間

平日 午前 9 時 00 分から午前 11 時 45 分まで

平日 午後 1 時 00 分から午後 4 時 30 分まで

### (4) 提出先

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地 京丹後市総務部入札契約課

### (5) 申請に当たっての注意事項

受付期間の後半は混雑が予想されます。申請書類に不備があれば、再度提出していたことがありますので、余裕を持って申請してください。

### 3 申請書類の入手方法

申請書類は次のところで入手できます。

(1) 京丹後市 総務部 入札契約課

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

TEL (0772) 69-0170 (直通) FAX (0772) 69-0903

(2) 京丹後市各市民局

峰山市民局	京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地
大宮市民局	京都府京丹後市大宮町口大野 226 番地
網野市民局	京都府京丹後市網野町網野 385 番地の 1
丹後市民局	京都府京丹後市丹後町間人 1780 番地
弥栄市民局	京都府京丹後市弥栄町溝谷 3464 番地
久美浜市民局	京都府京丹後市久美浜町 814 番地

※ 各市民局では申請書類の配布のみとなります。申請に当たってのお問い合わせは、総務部入札契約課までお願いします。

(3) 京丹後市ホームページ

( <https://www.city.kyotango.lg.jp/> )

ホーム > 企業の方へ > 入札・契約情報 > 競争参加資格関係・指名停止情報

### 4 提出書類等

(1) 提出書類【様式については、必要事項が明記してあれば市の様式以外のものも可とします（国土交通省様式又は中央公契連統一様式でも可）】  
また、※の付いている書類は、該当する場合に提出してください。

.	提 出 書 類	提 出		説 明
		法 人	個 人	
1	一般競争（指名競争）入札 参加資格審査申請書（建設 工事）【様式第1号】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"><li>「代表者氏名」欄には、必ず企業等代表者の実印を押印してください。 ※ <u>行政書士による代理申請の場合は、押印不要</u></li></ul>
2	※ 委任状（行政書士代理申 請用）【様式第9号】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"><li>行政書士による代理申請を行う場合のみ提出してください。</li><li>委任状の日付が令和7年11月1日以降のものに限ります。</li></ul>
3	経営規模等評価結果通知書 及び総合評定値通知書の写 し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"><li>原寸大的ものを提出してください。</li><li>総合評定値（P）のあるものを提出してください。</li><li><u>審査基準日が令和6年7月1日以降のもので、かつ申 請時点で最新のものを提出してください。</u> ※ <u>申請日以降に最新のものが通知された場合は、その 都度写しを提出してください。</u></li></ul>

.	提出書類	提出		説明
		法人	個人	
4	※ 雇用保険に加入したことが確認できる書類の写し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」において、雇用保険の加入状況が「無」となっている方で、その後に加入した場合は次のいずれかの書類の写しを提出してください。           <ol style="list-style-type: none"> <li>「労働保険概算・確定保険料申告書」及び申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」</li> <li>雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）</li> <li>提出先の受付印が押印された「雇用保険適用事業所設置届（事業主控）」</li> </ol> </li> </ul>
5	※ 健康保険及び厚生年金保険に加入したことが確認できる書類の写し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」において、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「無」となっている方で、その後に加入した場合は次のいずれかの書類の写しを提出してください。           <ol style="list-style-type: none"> <li>保険料納付に係る「領収証書」</li> <li>保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」</li> <li>保険料納付に係る「社会保険納入確認書」</li> <li>健康保険・厚生年金保険取得確認及び標準報酬決定通知書</li> <li>提出先の受付印が押印された加入手続き直後の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」</li> </ol> </li> </ul>
6	営業所一覧表【様式第2号】 (※必要事項が記載されれば、任意様式可)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>本社（店）のみの場合も、本社（店）を記入してください。</li> <li>建設業の許可を有する全ての本社（店）、支店及び事業所を記入してください。</li> </ul>
7	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（写し可）	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新のものを提出してください。</li> <li>※ 申請日以降に更新及び変更があった場合は、その都度写しを提出してください。</li> </ul>
8	工事経歴書（直近2~3年間分） 【様式第3号】	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事の種類ごとにまとめてください。</li> <li>経営事項審査申請書に添付した工事経歴書（直前2年間分又は3年間分）の写しでも可とします。</li> <li>発注者が京丹後市となっている工事を、マーキングしてください。</li> <li>工事経歴が書ききれない場合はコピーして記入してください。</li> </ul>
9	※ 営業所の専任技術者一覧表又は専任技術者証明書（新規・変更）の写し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業許可申請、変更又は更新時に添付した「専任技術者一覧表」（別紙4）若しくは「専任技術者証明書」（様式第8号）の写しで、申請日現在の営業所の各業種における専任の技術者が確認できるものを提出してください。</li> <li>※ 申請日以降に変更があった場合は、その都度写しを提出してください。</li> </ul>
10	技術職員名簿の写し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写し</li> </ul>
11	※ 技術職員のうち国家資格を有する者全員の資格者証明（免状）等の写し	○	○	

.	提出書類	提出		説明
		法人	個人	
12	※ 監理技術者証等の写し	○	○	
13	※ 京丹後市税及び国民健康保険税に係る納税証明書（写し可、滞納のないことの証明）【共通様式】	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>京丹後市各市民局（峰山市民局を除く）又は税務課にて入札参加資格申請用の納税証明書を請求してください。</li> <li>法人の場合、<u>代表者の方が納税証明書を請求する際は、税務証明交付・閲覧申請書に会社印（代表者印）が必要となります。</u></li> <li>法人の場合は<u>代表者以外の方、個人事業主の場合は本人以外の方が納税証明書を請求する際は、委任状が必要となります。ただし、法人の場合、税務証明交付・閲覧申請書に会社印（代表者印）があれば、委任状は不要です。</u></li> <li>令和7年11月1日以降に発行されたものに限ります。</li> <li>市税及び国民健康保険税が課税されていない方も左記の納税証明書は発行されますので必ず左記納税証明書を提出してください。</li> <li>本社名義の納税証明書を提出してください。</li> </ul>
14	消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可）	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税地を所管する税務署が発行した次のいずれかの書式の証明書を提出してください。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 書式その3（請求税目単位での未納税額のない証明）</li> <li>② 書式その3の2（「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明）</li> <li>③ 書式その3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明）</li> </ul> </li> <li>令和7年11月1日以降に発行されたものに限ります。</li> <li>免税業者の方も左記の納税証明書は発行されますので必ず左記納税証明書を提出してください。</li> <li>本人（代表者）以外の方が請求する場合は委任状が必要となります。</li> </ul>
15	※ ISO 登録証及び付属書の写し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得している者のみ提出してください。</li> <li>日本語以外の言語で記載してある登録証及び付属書については、和訳して提出してください。</li> </ul>
16	※ KES・環境マネジメントシステム・スタンダード登録証の写し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得している者のみ提出してください。</li> <li>* ISO14001登録証の写しを提出する場合は不要</li> </ul>
17	※ 障害者雇用状況申告書【様式第4号】(注1)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者を常用雇用している者のみ 提出してください。</li> </ul>
18	※ 障害者雇用状況報告書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項の規定により、公共職業安定所長に対して障害者雇用状況報告書を令和7年度において、提出している者のみ提出してください。</li> <li>公共職業安定所の受付印が押印されたものを提出してください（インターネットで提出した場合は除く。）。</li> </ul>

.	提出書類	提出		説明
		法人	個人	
19	商業登記簿謄本又は現在(履歴)事項全部証明書(写し可)	<input type="radio"/>	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合のみ提出してください。</li> <li>・ 令和7年11月1日以降に発行されたものに限ります。(法務局で発行)。</li> </ul>
20	代表者の印鑑証明書(写し可)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年11月1日以降に発行されたものに限ります。</li> <li>・ 法人の場合は法務局で発行される代表者の印鑑証明書、個人事業主の場合は住民登録地の役所で発行される個人事業主の印鑑証明書を提出してください。</li> </ul>
21	使用印鑑届【様式第5号】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札、見積り、契約の締結、代金の請求及び受領に関し使用する印鑑を使用印欄に押印してください。</li> </ul>

(注1) 障害者雇用促進法第43条第7項の規定による障害者雇用状況報告書を公共職業安定所に提出する義務はないが、同法第2条に該当する障害者を申請日時点で雇用している場合は、雇用している障害者の方の障害を証明する資料の写し（「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」等の写し）の他に当該障害者の方が常勤していることを確認する資料の写し（「監理技術者資格者証」、「住民税特別徴収税額通知書」、「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」、「雇用証明書（所属会社）」等のいずれか）を添付してください。（雇用状況の確認に必要な事項以外を黒塗りし、提出してください。）

※ 契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者について

個人事業主の方で、「**代表者の身分証明書**」及び「**代表者の登記されていないことの証明書**」の提出については不要としますが、申請時に契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者である等、虚偽の記載があった場合は、競争入札に参加することができません。

●浄化槽設置工事への入札参加を希望される方は上記(1)提出書類に加え、次の書類を提出してください。

No.	提出書類	提出		説明
		法人	個人	
22	浄化槽工事業に係る登録を受けていることが確認できる書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「浄化槽工事業者届出書（許可行政庁の受理印のあるもの）」の写し</li> <li>・ 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号が記載された「浄化槽工事業者届出書」の付属書類の写し</li> </ul>
23	京丹後市下水道排水設備指定工事業者証の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
24	浄化槽設備士免状の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

●舗装工事への入札参加を希望される方は上記(1)提出書類に加え、次の書類を提出してください。

No.	提出書類	提出		説明
		法人	個人	
25	舗装工事に関する調書 【様式第10号】	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
26	1級又は2級舗装施工管理技術者資格者証の写し	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	・(一社)日本道路建設業協会発行の資格者証の写し

## (2) 提出書類等に係る注意事項

- ア 書類の提出部数は全て1部ずつです。
- イ 証明書類の写しを提出される場合は、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。
- ウ 書類は、できる限りA4版に統一してください。
- エ 提出書類は必ず本マニュアル「第2-4-(1) 提出書類」の表の番号の若い順にそろえて、ピンク色のA4紙ファイル（縦置き）に綴じ、表紙及び背表紙に会社名又は事業所名を明記して提出してください。
- オ 受領書が必要な方は、申請書受領書（任意様式）及び返信用封筒（封筒には必ず切手を貼ってください。）又は返信用はがき（裏面に申請書受領書の内容を記載したもの）を必ず添付してください。
- カ 申請書類等の記載事項について、審査の必要があるときは、その記載事項を証明できる資料等の提出を求めることがあります。
- キ 提出いただいた書類は、一切返却しません。

※ 必要書類の提出がないときは、事実が確認できないため一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）の受付ができません。

## 5 行政書士による代理申請

入札参加資格審査申請は、行政書士による代理申請ができます。

行政書士が代理申請を行う場合には、次の点に御注意願います。

### (1) 委任状の提出

代理申請を行う場合は、申請者本人から申請代理人となる行政書士への委任状が必要です。委任状は市の様式によることとし、必ず次の条件を満たした正本を提出してください。

- ア 委任状の日付は、令和7年11月1日以降のものであること。
- イ 委任の範囲が具体的に記載してあること。

※「建設工事入札参加資格審査結果通知書」の受領の権限を委任することはできません。

- ウ 行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。

- エ 委任者及び受任者の氏名、住所の記載及び押印があること。

### (2) 申請書への押印

行政書士が代理申請する場合は、申請書（様式第1号）への押印は、申請代理人の受任印のみで結構です（代表者の実印押印は不要）。ただし、委任状の受任者欄に押印した印鑑と同一のものを使用してください。

## **6 提出書類の記載要領等**

提出書類の記載要領及び見本様式は次に示すとおりです。

なお、提出書類の記載に当たって不明な点等あれば、総務部入札契約課 (TEL0772-69-0170) までお問い合わせください。

(様式第1号)

01 1: 新規 ②: 更新	※02 受付番号	※03 業者コード	※申請者	06 適格組合証明	年 月 日
		04 建設業許可番号 2 6 - 1 2 3 4 5 6	05 の規模		第 号

## 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）

令和8年度において、貴市で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 8 年 2 月 1 日

京丹後市長 中山 泰 様

申請日を記入してください。  
郵送の場合は、当日消印  
日を記入してください。

- ① 法人で登記簿上の所在地と営業上の所在地が異なる場合は、営業上の所在地を記載し、欄外に登記簿上の所在地を記載してください。  
② 個人の方で、住所地と事業所の所在地が異なる場合は、事業所の所在地を記入してください。

07 本社(店)郵便番号 6 2 7 - 8 5 6 7

フリガナ キヨウトフキヨウタンコロシミネヤマチヨウスギタニ  
08 本社(店)住所 京都府京丹後市峰山町杉谷889-2-5

フリガナ キヨウタシコケンセツ  
09 商号又は名称 (株)京丹後建設

10 役職 代表取締役

代表取締役が2名以上ある法人の場合、  
建設業許可上の代表者氏名を記入してください。

フリガナ キヨウタシコケンセツ  
代表者氏名 京丹後 太郎

フリガナ キヨウタシコケンセツ  
担当者氏名 峰山 次郎

12 本社(店)電話番号 0 7 7 2 - 6 9 - 0 0 0 1

13 担当者電話番号 0 7 7 2 - 6 9 - 0 1 7 0  
(内線番号 1 1 7 4 )

添付した印鑑証明書と同じ印鑑(実印)を押印してください。

14 本社(店)FAX番号 0 7 7 2 - 6 9 - 0 9 0 3 15 nyusatsu@city.kyotango.lg.jp

(16 行政書士による代理申請欄)  
16 申請代理人 行政書士による代理申請の場合は、委任状の受任  
申請代理人欄に押印した印鑑を押印してください。  
申請代理人住所  
申請代理人氏名

申請者の職員のうち申請内容を把握している方(当方からの、当該申請についての質問に答えられる方)を記入してください。

17 外資状況 1 外国籍会社  
[国名:] 2 日本国籍会社  
[国名:] 3 日本国籍会社  
[国名:] [国名:] [国名:] [国名:]  
[外資比率: 100%] [外資比率: %] [外資比率: %]

18 営業年数 3 年

19 総職員数 7

\*欄については、記入しないこと（以下同じ）。

(様式第9号)

## 委任状

(行政書士代理申請用)

委任状の日付は令和7年11月1日以降のものに限ります。

京丹後市長様

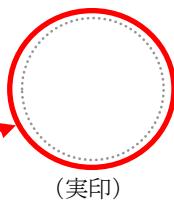
令和 8 年 2 月 1 日

委任者 住 所 京都府京丹後市峰山町杉谷889-2-5

商号又は名称 株式会社京丹後建設

代表者職氏名 代表取締役 京丹後 太郎

添付した印鑑証明書と同じ印鑑(実印)を押印してください。



(実印)

私は、下記の者を代理人と定め、京丹後市との間における令和8年度建設工事一般競争(指名競争)入札参加資格審査の申請について次の権限を委任します。

記

### 1. 委任事項

- 1 申請書類の作成に関すること
- 2 申請の代理に関すること
- 3 記載事項の訂正に関すること
- 4 受領書の受理に関すること

「建設工事入札参加資格審査結果通知書」の受領の権限を委任することはできません。

### 2. 受任者

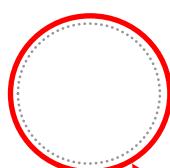
住 所 京都府京丹後市網野町網野385-1

行政書士登録番号 ×××××××

申請代理人氏名 行政書士 網野 三郎

電話番号 0772-69-0713

「行政書士登録番号」には、行政書士証票の番号を必ず記載してください。



(受任印)

### 委任状の条件

- 1 委任状の日付が令和7年11月1日以降のものであること。
- 2 委任の範囲が具体的に記載してあること。
- 3 行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)の記載があること。
- 4 委任者及び受任者の氏名及び住所の記載並びに押印があること。

ここで押印した受任印を申請書にも押印してください。

**技術職員名簿の加筆修正例**  
(赤字部分が加筆修正例です。)

別紙二

(用紙A4)  
20005

**技 能 員 名 簿**

頁

項番  
数 6 1 3 5 頁

株式会社 京丹後建設

技術者の資格区分等に変更がある場合は、朱書きで加筆修正し、右の欄外に「変更」と朱書きし、資格者証の写しを添付してください。

退職等により技術者がいなくなった場合には、二重線(朱書き)で抹消し、右の欄外に「削除」と朱書きしてください。

通番	氏 名	生年月日	業種コード	有区コード	資格区分	講習受講	業種コード	有区コード	資格区分	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
1	○○ 太郎	S30.7.7	6 2 0 1 1 1 3 1 0 5 1 1 3 1								第12345678901号
2	△△ 一郎	S27.5.5	6 2 0 1 1 1 3 1 0 2 2 2 1 2								第23456789012号
3	□□ 次郎	S41.12.8	6 2 0 1 1 1 3 2 1 3 1 1 3 2								
4	○△ 三郎	S56.8.10	6 2 0 9 2 3 0 2 2 3 0 0 2 2								
5			6 2								
6	採用等で新たに技術者が追加された場合は、朱書きで当該技術者を追加し、右の欄外に「追加」と朱書きし、資格者証の写し、雇用関係を証明する資料を添付してください。なお、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しを提出される場合は、「被保険者整理番号」、「決定後の標準報酬月額」等をマスキングの上、提出してください。										
7			6 2								
8			6 2								
9			6 2								
10			6 2								
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術職員名簿の加筆修正は、入札参加資格申請書に添付している「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の経営事項審査申請時点から技術職員に変更が生じている場合に加筆修正を行ってください。</li> <li>技術者の変更及び追加の際の記入方法については、「経営事項審査申請書」の「技術職員名簿(別紙二)」の記載要領を参考にしてください。</li> <li>平成22年度から、『経審』の技術者の実数を格付に反映しています。</li> </ul>										
12			6 2								
13			6 2								
14			6 2								
15			6 2								
16			6 2								
17			6 2								
18			6 2								
19			6 2								
20			6 2								
21			6 2								
22			6 2								
23			6 2								
24			6 2								
25			6 2								

## 障害者雇用状況申告書

令和8年2月1日

京丹後市長 中山 泰 様

該当する箇所に○印  
を記入してください。

(申請者)

商号又は名称

代表者職氏名

株式会社京丹後建設

代表取締役 京丹後 太郎

印

障害者の雇用状況について、下記のとおり申告します。

なお、この申告書の内容については、事実と相違しないことを誓約します

添付した印鑑証明書と同じ印鑑  
(実印)を押印してください。

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出する義務の有無 ※ 該当する右の数字のところに○印を記入してください。	1 提出義務があり、障害者雇用状況報告書を提出している。
	2 提出義務はあるが、障害者雇用状況報告書を提出していない。
	3 提出義務はない。
常用雇用労働者の総数	… (a) 177人
常用雇用障害者の総数	「3 提出義務はない」に○印をされた方は、代表者及び会社役員は、常用雇用障害者の総数には含めないでください。 2人
除外率 (建設業の場合20%)	… (b) $177 \times 20/100 = 35.4 \approx 35$ 人(小数点以下切捨て) $177 - 35 = 142$ 人 20%
法定雇用障害者数の基礎となる従業員数	… (c) $= (a) - (a) \times (b) / 100$ $142 \times 0.022 = 3.124 \approx 3$ 人(小数点以下切捨て) 142人
法定雇用障害者数	… (d) $= (c) \times 0.022$ 【小数点以下切捨て】 3人

## 【常用労働者の範囲】

常用労働者とは、雇用契約の形式の如何を問わず、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、次のように1年を超えて雇用される者(見込みを含みます。)をいいます。なお、1週間の所定労働時間が20時間未満の方については、障害者雇用率制度上の常用労働者の範囲に含まれません。

※昼間学生や2つの事業主に雇用されている労働者であっても、週所定労働時間が20時間以上である労働者は常時雇用する労働者となります。

- ① 雇用期間の定めのない労働者
- ② 1年を超える雇用期間を定めて雇用されている者
- ③ 一定期間(1か月、6か月等)を定めて雇用される者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者、又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者(1年以下の期間を定めて雇用される場合であっても、更新の可能性がある限り、該当する。)
- ④日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されている者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者(上記②同様。)

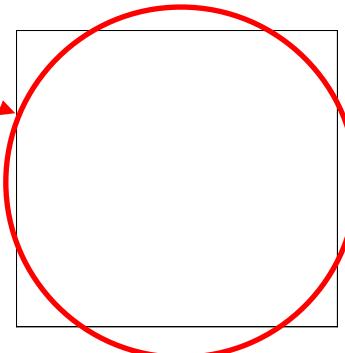
また、以下の労働者については取り扱いにご留意ください。

- ・「出向中」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、当該必要な主たる賃金を受ける事業主についての判断が困難な場合は、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。
- ・「休業中」の労働者(育児休業等含む。)は現実かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、事業主との労働契約関係は維持されているので、常用労働者に含まれます。
- ・外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。したがって、現地で採用している労働者は含まれません。
- ・生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。
- ・65歳以上の労働者であっても、常用労働者に含まれます。
- ・いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間に多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新または再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用労働者に含まれ

## 使 用 印 鑑 届

- ①入札、見積り、契約の締結、代金の請求及び受領及びその他の契約に関し使用する印鑑を押印してください。
- ②代理人(支店長、営業所長等)に入札及び契約の権限を委任する場合は、委任状の受任者印を使用印鑑としてください。

使用印



上記の印鑑を、入札及び見積り並びに契約の締結並びに代金の請求受領のために使用したいのでお届けします。

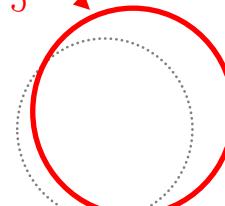
令和 8 年 2 月 1 日

添付した印鑑証明書と  
同じ印鑑(実印)を押印  
してください。

住 所 京都府京丹後市峰山町杉谷889-2-5

商号又は名称 株式会社京丹後建設

代表者職氏名 代表取締役 京丹後 太郎



(共通様式)

証明番号	税務第 号	住所 (本社の所在地)	※ 京都府京丹後市峰山町杉谷889-2-5
		氏名	※ 株式会社京丹後建設

市 稅 等 納 稅 証 明 書

住所(所在地)及び氏名(商号又は名称)を記入後、  
京丹後市のいずれかの市民局(峰山市民局を除く)  
又は税務課で証明を受けたものを提出してください。  
提出していただくのは本社名義の納税証明書です。

使用目的	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請のため。		
証明事項	市税及び国民健康保険税(附帯金を含む。)について滞納がないこと。	備考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

京丹後市長 中山泰

記入上の注意 本様式については、市内業者及び準市内業者の方のみ提出が必要となります。

※印の事項だけ記入してください。

## 第3 申請後の注意事項

### 1 審査結果

審査結果の通知は行いません（但し、不受理の場合のみ通知します）。

審査の結果、入札参加資格があると認めた者は、入札参加資格者名簿に登録します。また、入札参加資格者名簿は、一般の閲覧に供するほか、市ホームページで公表しますので、あらかじめ御了承ください。

### 2 資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加資格の有効年度は、令和8年度（有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間）となります。ただし、入札参加資格の認定後でも本マニュアル「第2-1」の(2)から(8)のいずれかに該当することになった場合は、入札参加資格を失うことがあります。

※ 次回の申請時期は、令和9年2月の予定です。

### 3 申請事項の変更

申請事項に変更があった場合は、総務部入札契約課に必要な書類を添付して「一般競争（指名競争）入札参加資格申請変更届（建設工事）」を提出してください。

変更届様式は、京丹後市ホームページの（<https://www.city.kyotango.lg.jp/>）のホーム > 企業の方へ > 入札・契約情報 > 競争参加資格関係・指名停止情報 から入手できます。

#### 変更届に必要な添付書類

変更事項	添付書類	
	個人	法人
商 号 又 は 名 称	(添付書類不要)	<ul style="list-style-type: none"><li>商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）</li><li>印鑑証明書（写し可）</li><li>使用印鑑届</li><li>年間委任状（年間委任状提出者のみ）</li></ul>
本 社 所 在 地	(添付書類不要)	<ul style="list-style-type: none"><li>商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）</li></ul>
法人の資本金額、出資総額		
代 表 者	<ul style="list-style-type: none"><li>承継申請書及び京丹後市が求める書類を提出</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）</li><li>年間委任状（年間委任状提出者のみ）</li></ul>
建設業許可番号、許可年月日、許可業種	<ul style="list-style-type: none"><li>許可通知書の写し又は許可証明書（写し可）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>許可通知書の写し又は許可証明書（写し可）</li></ul>

営業所の専任技術者	・ 営業所の専任技術者証明書の写し	・ 営業所の専任技術者証明書の写し
総合評定値通知書	・ 総合評定値通知書の写し	・ 総合評定値通知書の写し
実印	・ 印鑑証明書（写し可） ・ 使用印鑑届 ・ 年間委任状（年間委任状提出者のみ）	・ 印鑑証明書（写し可） ・ 使用印鑑届 ・ 年間委任状（年間委任状提出者のみ）
使用印鑑 受任者（年間委任状提出者のみ）	・ 使用印鑑届 ・ 年間委任状（年間委任状提出者のみ）	・ 使用印鑑届 ・ 年間委任状（年間委任状提出者のみ）
本社、受任者の連絡先	(添付書類不要)	(添付書類不要)

※ 提出書類等の記載事項について審査の必要があるときは、その記載事項を証明できる資料等の提出を求めることがあります。

## 4 入札参加資格の承継

建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格者が、次のような事例に該当し、その資格の承継を希望する場合は、速やかに「建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格承継申請書」を提出してください。

承継申請がない場合は資格がなくなりますので注意してください。

※ 承継申請の詳細は、総務部入札契約課（Tel0772-69-0170）へお問い合わせください。

事例
相続が発生したとき。
前営業者が老齢、疾病等により営業に従事できなくなった場合において、生計を一にする同居の親族が代わって営業するとき。
個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の代表者に就任し、現にその任にあるとき。
会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。

## 5 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の有効期限は、通知書に記載された審査基準日から1年7か月後までとなっています。

建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格者は、現在受審されている有効な経営事項審査の有効期限が切れる前に、必ず経営事項審査の結果通知を受け、その結果通知書を速やかに総務部 入札契約課に提出してください。

なお、建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格認定後に有効な経営事項審査の受審が確認できなくなった場合には、京丹後市における建設工事一般競争（指名競争）入札に参加

できなくなりますので注意してください。

※ 建設業許可及び総合評定値通知書の内容については、3月末時点で提出のあった最新の内容が翌年度の格付け（市内業者のみ）に反映されます（入札参加資格審査申請後に、建設業許可及び総合評定値通知書の通知を受けた方で、令和8年3月31日（火）までに入札契約課に提出された場合は、令和8年度の格付けに反映されます。）。

## 第4 提出書類チェックリスト

建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格申請を行う前に、提出書類がそろっているかどうかを、次のチェックリストにより再度確認してください。

有・無	順番	法人	個人	提出書類
	1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）【様式第1号】 (市の様式に準じた様式でも可)
	2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 委任状（代理申請用）【様式第9号】
	3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
	4	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 雇用保険に加入していることが確認できる書類の写し
	5	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類の写し
	6	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業所一覧表【様式第2号】(※必要事項が記載されていれば、任意様式可)
	7	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（写し可）
	8	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	工事経歴書（直近2年間分又は3年間分）【様式第3号】
	9	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 営業所の専任技術者一覧表又は専任技術者証明書（新規・変更）の写し
	10	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	技術職員名簿の写し
	11	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 技術職員のうち国家資格を有する者全員の資格者証明（免状）等の写し
	12	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 監理技術者証等の写し
	13	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 京丹後市税等に係る納税証明書（写し可、滞納のないことの証明）【共通様式】 (本社名義の納税証明書を提出してください。)
	14	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可）
	15	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ ISO登録証及び付属書の写し
	16	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ KES・環境マネジメントシステム・スタンダード登録証の写し
	17	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 障害者雇用状況申告書【様式第4号】
	18	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 障害者雇用状況報告書
	19	<input type="radio"/>	不要	商業登記簿謄本又は現在（履歴）事項全部証明書（写し可）
	20	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	代表者の印鑑証明書（写し可）
	21	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	使用印鑑届【様式第5号】
	22	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 净化槽工事業に係る登録を受けていることが確認できる書類 ※ 净化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号が確認できる書類
	23	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 京丹後市下水道排水設備指定工事業者証の写し
	24	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 浄化槽設備士免状の写し
	25	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 舗装工事に関する調書【様式第10号】
	26	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 1級又は2級舗装施工管理技術者資格者証の写し
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・ピンク色のA4タテ紙ファイル（背表紙等に事業所名を記載し、提出書類を綴込） ・受領書が必要な方は、別途添付して下さい。

※ 印は、本マニュアル「第2-4-(1) 提出書類」の表内の説明欄の内容に該当する者のみ提出してください。

(参考様式)

【注意】

この委任状(参考様式)は、京丹後市役所の各市民局(峰山市民局を除く)  
又は税務課の窓口で、法人の代表者又は個人事業主の方で本人以外の方が納  
税証明(滞納がないことの証明)を取っていただくときに必要です。ただし、  
法人の場合、税務証明交付・閲覧申請書に会社印(代表者印)があれば、委任  
状は不要です。

..... キリトリセン .....

委任状

代理人 住所 \_\_\_\_\_

(たのまれた方)

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の請求に関する一切の権限を委任します。

証明事項 市税及び国民健康保険税（附帯金を含む。）について滞納がないこと。

使用目的 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請のため

令和 年 月 日

京丹後市長 様

委任者 所在地 \_\_\_\_\_  
(たのんだ方)

商号又は名称

代表者氏名

印